



令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ ほか2名
被告 国

求釈明申立書

令和6年3月7日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

被告指定代理人

浅海 俊介

山田 祥太郎

前田 和樹

佐藤 良訓

向山 暁

山口 萌乃香

稲垣 寛之

長尾 武明

長尾 正樹

中谷 文音

河 本 岳 大 ()

小 林 寛 ()

久保田 貴 雄 ()

安 藤 宏 弥 ()

工 藤 陽 子 ()

長 谷 文 哉 ()

上 田 裕 一 ()

吉 岡 聖 剛 ()

永 美 辰 也 ()

佐々木 俊 彦 ()

被告は、本書面において、原告らの2024年(令和6年)2月14日付け「求釈明に対する回答書」(以下「原告ら回答書」という。)における回答内容に関し、求釈明を申し立てる。

なお、略語については、本書面で新たに定義するもののほかは、従前の例によることとし、略語等を整理した略語一覧表を本書面末尾に添付する。

第1 釈明を求める理由

1 ウィシュマ氏が死亡するに至った機序に関する原告らの主張

原告らは、第10回口頭弁論期日(令和5年11月29日)における裁判長からのウィシュマ氏の「死亡についての機序」に関する求釈明(第10回口頭弁論調書2ページ・1(2))に対し、原告ら回答書において、

原告の主張する死亡についての機序は、「(引用者注:令和3年)2月15日の時点で、少なくともケトーシスを発症し、その後、ケトアシドーシスを発症し、(引用者注:同年)3月6日に死亡した。」というものである(甲103、13~17頁)。

ただし、ウィシュマさんの低栄養状態によりビタミンB1欠乏症が起き、ケトアシドーシスに加えて乳酸アシドーシスをも併発したこと(甲103、9~17頁、甲117、甲118)、並びに、脱水状態及びクエチアピンの投与により肝腎障害が起きたこと(甲86、13~16頁)も上記死因に補助的に関与した。

と回答した。

2 ウィシュマ氏が死亡するに至った機序に関する原告らの主張は具体性を欠いており、被告において十分な反論をすることができないこと

ウィシュマ氏が死亡するに至った機序は、本件訴訟における訴訟物たる国賠法1条1項に基づく損害賠償請求権の発生を基礎づける主要事実である因果関係の一部を構成する事実であるから、これについては原告らが主張立証責任を

負っている。そして、ウィシュマ氏が死亡するに至った機序（具体的な死因）は、庁内内科等医の医療上の対応が不合理であったか、あるいは、庁内内科等医の意見等を踏まえてウィシュマ氏の病状に鑑みた「適当な措置」（処遇規則30条1項）を講じるように名古屋入管の職員に指示する立場にあった名古屋入管局長の対応が不合理であったか否かを判断する上で、具体的に明らかにされることが必要である。

しかし、現時点において、ウィシュマ氏が死亡するに至った機序（具体的な死因）について主張立証責任を負っている原告らからは、原告ら回答書をもってしても、具体的な機序（具体的な死因）が明らかにされていないため、被告において十分な反論をすることができない。

そこで、被告は、後記第2記載の事項について、原告らに釈明を求める。

第2 求釈明事項

1 ケトアシドーシスについて

(1) 原告らは、原告ら回答書において、「原告の主張する死亡についての機序は、「2月15日の時点で、少なくともケトアシドーシスを発症し、その後、ケトアシドーシスを発症し、3月6日に死亡した。」（中略）ただし、ウィシュマさんの低栄養状態によりビタミンB1欠乏症が起き、ケトアシドーシスに加えて乳酸アシドーシスをも併発したこと（括弧内省略）、並びに、脱水状態及びクエチアピンの投与により肝腎障害が起きたこと（括弧内省略）も上記死因に補助的に関与した。」旨主張する。このうち、引用者において下線部を引いた「上記死因」とは、ケトアシドーシスを発症したことでよいか。

(2) 前記(1)における原告らの回答として、「上記死因」が、「ケトアシドーシスを発症したことである」ということであれば、ここでいうケトアシドーシスとは、死亡につながるようなケトアシドーシスということによいか。

(3) ケトアシドーシスには、原告らがいうケトアシドーシスの確定診断の定義

(血液のpHが7.30未満、 HCO_3^- が15mmol/L未満であること。原告らの2024年1月12日付け原告ら第13準備書面第1の7・13ページ)に達した程度のもの(以下「軽度のケトアシドーシス」という。)から、明らかに生命の危険を及ぼす程度のもの(重篤なケトアシドーシス)まで、
5 その程度は様々であると思われるが、原告らにおいても、ケトアシドーシスには程度があることを認めるか否かについて明らかにされたい。

(4) 前記(3)において、ケトアシドーシスには程度があるとした場合、原告らにおいて、ウィシュマ氏が死亡するに至った機序(原因)として挙げる「ケトアシドーシスを発症した」という場合のケトアシドーシスの程度は、「軽度
10 のケトアシドーシス」を意味しているのか、「重篤なケトアシドーシス」を意味しているのか、それともそれ以外か、具体的な程度も含めて明らかにされたい(仮に「軽度のケトアシドーシス」でも死亡する高度の蓋然性が認められるという主張をするのであれば、その旨を明示されたい。)

(5) ウィシュマ氏が、前記(4)において原告らがいう程度の「ケトアシドーシ
15 ス」に至った具体的な時期(可能であれば日にち)を明らかにされたい。

(6) 前記(5)で明らかにされた具体的な時期における、ウィシュマ氏の死亡結果に関する具体的な結果回避措置(措置の内容及び措置を講じるべき公務員
の特定を含む。)の内容を明らかにされたい。

(7) 原告らは、ウィシュマ氏の死亡結果を回避するために、遅くともいつまでに、前記(6)の結果回避措置を講じるべきであったと主張するのか明らかに
20 されたい。

2 死因に補助的に関与したとする事実について

(1) ア 原告らは、原告ら回答書の「ただし、」から始まる段落において、「ウ
ィシュマさんの低栄養状態によりビタミンB1欠乏症が起き、ケトアシ
25 ドーシスに加えて乳酸アシドーシスをも併発した」旨主張する。このうち、「ケトアシドーシス」が発症した原因は、①低栄養状態、②ビタミン

B 1 欠乏症のうち、どれか (①のみか、①及び②か。)

イ また、「ケトアシドーシス」が発症した原因は、①低栄養状態、②ビタミンB 1 欠乏症以外にはないということによいか。

5 (2) 原告らは、「ウイシュマさんの低栄養状態によりビタミンB 1 欠乏症が起
き、ケトアシドーシスに加えて乳酸アシドーシスをも併発した」旨主張する。
このうち、「乳酸アシドーシス」が併発した原因は、①低栄養状態、②ビタ
ミンB 1 欠乏症、③ケトアシドーシスのうち、どれか。

10 (3) 原告らは、「脱水状態及びクエチアピンの投与により肝腎障害が起きた」
旨主張する。このうち、「肝腎障害」が起きた原因は、①脱水状態、②クエチ
アピンの投与のうち、どれか (①及び②か、あるいは②のみか。)

15 (4) 原告らは、原告ら回答書の「ただし、」から始まる段落において、①低栄
養状態、②ビタミンB 1 欠乏症、③ケトアシドーシス、④乳酸アシドーシス、
⑤脱水状態、⑥クエチアピンの投与、⑦肝腎障害の7つの症状等 (病気、病
態、薬剤の投与なども含む。) を挙げるが、この7つの症状等以外には、ウイ
シュマ氏の死亡の原因となった症状等 (病気、病態、薬剤の投与なども含む。)
は存在しないということによいか。

20 (5) 仮に、前記(4)の①ないし⑦の症状等以外にも、ウイシュマ氏の死亡の原
因となった症状等 (病気、病態、薬剤の投与なども含む。) が (原告がいうと
ころの補助的か否かを問わず) 存在するという主張を原告らにおいてするの
であれば、

- a その症状等
- b その症状等によってウイシュマ氏が死亡するに至った機序
- c その症状等がウイシュマ氏の死亡結果に与えた寄与度等

を明らかにされたい。

25 (6) 前記(5)の回答を踏まえ、原告ら回答書における「死因に補助的に関与し
た」という主張に関して、「補助的に関与」した原因の対象になる症状等は、

前記(4)の①ないし⑦の症状等（あるいは、原告らが前記(5)において更に追加する場合の死亡の原因となった症状等）のうち、どの症状等か、明らかにされたい。

5 (7) 原告ら回答書における「死因に補助的に関与した」という主張のうち、「補助的に」ということの意味内容について、具体的に主張されたい。

10 (8) ア 原告らが前記1(4)で主張する程度のケトアシドーシスがウィシュマ氏に発症していなかったとした場合、前記(4)の①、②、④ないし⑦の症状等（あるいは、原告らが前記(5)において更に追加する場合の死亡の原因となった症状等）だけではウィシュマ氏が死亡するに至った機序（因果関係）を基礎付けないということによいか。

15 イ 前記アの求釈明事項と関連するが、前記(4)の①、②、④ないし⑦の症状等（あるいは、原告らが前記(5)において更に追加する場合の死亡の原因となった症状等）がウィシュマ氏の死亡に与えた影響が「補助的」であるとした場合、前記(4)の①、②、④ないし⑦の症状等（あるいは、原告らが前記(5)において更に追加する場合の死亡の原因となった症状等）だけではウィシュマ氏が死亡するに至った機序（因果関係）を基礎付けないということによいか。

以 上

略語一覧

略 語	全 文	定義箇所
名古屋入管	名古屋出入国在留管理局	第1準備書面 4P
国賠法	国家賠償法	第1準備書面 4P
スリランカ	スリランカ民主社会主義共和国	第1準備書面 4P
ウイシュマ氏	ヲトナヤケ・リヤナゲ・ウイシュマ・サンダマリ	第1準備書面 4P
掖済会病院	名古屋市内所在の名古屋掖済会病院	第1準備書面 4P
調査報告書	令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局被收容者死亡事案に関する調査報告書	第1準備書面 5P
入管法	出入国管理及び難民認定法	第1準備書面 5P
元交際相手	スリランカ国籍の男性	第1準備書面 6P
中京病院	名古屋市内所在の中京病院	第1準備書面 10P
庁内内科等医	名古屋入管の非常勤医（内科・呼吸器内科・アレルギー科医）	第1準備書面 10P
OS-1	経口補水液であるOS-1	第1準備書面 10P
仮放免関係決裁書	ウイシュマ氏の1回目の仮放免許可申請の可否に係る決裁書	第1準備書面 11P
処遇規則	被收容者処遇規則	第1準備書面 16P
庁内整形外科医	名古屋入管の非常勤医（整形外科医）	第1準備書面 18P
東京入管	東京出入国在留管理局（現東京出入国在留管理局）	第1準備書面 21P
沼津警察署	静岡県沼津警察署	第1準備書面 23P
1回目仮放免許可申請	ウイシュマ氏は、令和3年1月4日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した	第1準備書面 23P
2回目仮放免許可申請	ウイシュマ氏は、令和3年2月22日、名古屋入管主任審査官に対し、仮放免許可を申請した	第1準備書面 24P
庁内医師	医師2名	第1準備書面 28P
庁内診療	名古屋入管内の診療	第1準備書面 29P
庁外診療	外部医療機関での診療	第1準備書面 29P
收容継続の違法行為	違法な收容を継続したことによってウイシュマ氏の健康を害し、死亡に至らせたという違法行為	第1準備書面 31P
医療不提供の違法行為	健康を害したウイシュマ氏に対し必要な医療を提供せずに死亡に至らせたという違法行為	第1準備書面 31P
容疑者	入管法24条各号の一に該当すると思料する外国人	第1準備書面 33P
入国者收容所長等	入国者收容所長又は主任審査官	第1準備書面 40P

略 語	全 文	定義箇所
DV措置要領	D V 事案に係る措置要領	第1準備書面 41P
東京高裁平成17年判決	東京高等裁判所平成17年6月23日判決	第1準備書面 61P
本件ビデオ映像	ウイシュマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室内の天井に設置された定点監視カメラにより、同単独室内の状況を、1日24時間、令和3年2月22日午前8時頃から同年3月6日午後3時5分頃まで合計約295時間分を撮影した映像が記録されているDVD合計39枚	第1準備書面 64P
民訴法	民事訴訟法	令和4年7月15日付け文書提出命令申立てに対する意見書13P
求釈明申立書	原告らの2022年(令和4年)7月19日付け求釈明申立書	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P
被告第1準備書面	被告の令和4年7月13日付け第1準備書面	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 3P
本件尿検査	ウイシュマ氏に係る尿検査	令和4年9月2日付け求釈明に対する回答書 4P
各文書等	名古屋地方検察庁から提供を受けた以下の文書等(文書の作成者、所属大学名等についてマスキング(白色)がされたもの)	令和4年11月18日付け上申書 3P
司法解剖の鑑定書	令和3年4月16日付け司法解剖医作成の鑑定書(抄本)	令和4年11月18日付け上申書 3P
病理鑑定書	令和4年2月28日付け大学医師作成の鑑定書(抄本)	令和4年11月18日付け上申書 3P
原告ら第1準備書面	原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第1準備書面 認否、相互主義」	第2準備書面 5P
原告ら第2準備書面	原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第2準備書面 収容の違法」	第2準備書面 5P
原告ら第3準備書面	原告らの2022年(令和4年)9月9日付け「原告ら第3準備書面 医療不提供の違法」	第2準備書面 5P
自由権規約	市民的及び政治的権利に関する国際規約	第2準備書面 13P
自由権規約委員会	自由権規約第28条に基づき設置される委員会	第2準備書面 14P
移住グローバルコンパクト	「安全である秩序ある正規移住のためのグローバルコンパクト」	第2準備書面 17P
別件訴訟	別件国家賠償請求訴訟(水戸地方裁判所平成29年(ワ)第552号)	令和5年2月13日付け原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書 6P
2回目尿検査	令和3年2月15日に行われたウイシュマ氏の2回目の尿検査	第4準備書面 6P
1回目尿検査	令和3年1月26日に行われたウイシュマ氏の1回目の尿検査	第4準備書面 7P
経腸栄養剤	経腸栄養剤であるイノラス配合経腸用液	第4準備書面 14P
今川意見書	今川篤子医師が作成した意見書(甲第46号証)	第4準備書面 16P
原告ら第4準備書面	原告らの2023年(令和5年)2月8日付け「原告ら第4準備書面(損害論)」	第5準備書面 3P
原告ら第5準備書面	原告らの2023年(令和5年)2月8日付け「原告ら第5準備書面 収容の違法」	第5準備書面 3P
原告ら第7準備書面	原告らの2023年(令和5年)5月1日付け「原告ら第7準備書面 医療不提供の違法」	第6準備書面 7P

略 語	全 文	定義箇所
被告第4準備書面	令和5年2月14日付け被告第4準備書面	第7準備書面 5P
原告ら第8準備書面	原告らの2023年(令和5年)7月5日付け「原告ら第8準備書面 収容の違法性について(補充)」	第8準備書面 5P
被告第2準備書面	被告の令和4年12月5日付け第2準備書面	第8準備書面 6P
被告第5準備書面	被告の令和5年4月28日付け第5準備書面	第8準備書面 7P
被告第7準備書面	被告の令和5年8月10日付け第7準備書面	第8準備書面 10P
入管庁	出入国在留管理庁	第8準備書面 10P
拷問等禁止条約	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	第8準備書面 15P
野村教授意見書	久留米大学医学部内科学講座内分泌代謝内科部門野村政壽主任教授の意見書	第9準備書面 7P
掖済会病院精神科医	(掖済会病院の)精神科医師	第9準備書面 24P
クエチアピン	クエチアピン錠100ミリグラム「サンド」	第9準備書面 34P
ニトラゼパム	ニトラゼパム錠5ミリグラム「トーク」	第9準備書面 34P
現に認識していた事実及び認識し得た事実	当該職務行為時点において当該公務員が現に認識していた事実及び同種の地位にある一般的な公務員として通常要求される職務を遂行すればその当時に認識し得た事実	第9準備書面 39P
一般的な入管職員	入管収容施設において被収容者の処遇等に従事する医学的な専門知識のない一般的な職員	第9準備書面 42P
原告ら第10準備書面	原告らの2023年(令和5年)9月22日付け「原告ら第10準備書面 医療不提供の違法」	令和5年11月22日付け求釈明に対する回答書 3P
約290時間分の映像	乙第36号証の映像(約5時間分の映像)以外の約290時間分の映像	令和5年11月22日付け求釈明に対する回答書 6P
被告第9準備書面	被告の令和5年10月13日付け第9準備書面	令和6年2月14日付け求釈明に対する回答書 3P
保安上の事故	被収容者の逃走、奪取等	令和6年2月14日付け求釈明に対する回答書 6P
原告ら回答書	原告らの2024年(令和6年)2月14日付け「求釈明に対する回答書」	令和6年3月7日付け求釈明申立書 3P
軽度のケトアシドーシス	原告らがいちケトアシドーシスの確定診断の定義(血液のpHが7.30未満、HCO ₃ ⁻ が1.5mmol/L未満であること。原告らの2024年1月12日付け原告ら第13準備書面第1の7・13ページ)に達した程度のもの	令和6年3月7日付け求釈明申立書 5P